

# 計 画 本 文



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨等

本県の中山間地域は県土の約9割を占めており、豊かな自然や伝統文化など貴重な地域資源を有するとともに、約4割の県民が暮らす生活の場でもあります。また、森林整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源のかん養、食料の供給といった多面的機能に加えて、観光や余暇活動による心身の健康や心の安らぎの提供など中山間地域ならではの魅力を有しており、県民の暮らしに欠かすことのできない役割を果たしています。

こうした中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県では、平成23年3月に「宮崎県中山間地域振興条例」（平成23年宮崎県条例第20号。以下「条例」という。）を制定し、同条例に基づき、同年9月に「宮崎県中山間地域振興計画」を策定（平成27年、令和元年に変更）しました。

前計画（計画期間：令和元年度から令和4年度まで）では、中山間地域の目指す将来像を「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けることができる中山間地域」とし、「ひと」「暮らし」「なりわい」の3つの柱に沿って、各種施策を推進してきました。

この結果、住民による地域課題の解決に向けた取組の広がりや地域の担い手の確保、移住世帯の増加など一定の成果が現れていますが、中山間地域においては、人口減少や高齢化が中山間地域以外よりも早く進んでおり、買い物、交通、医療など日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しくなっています。

このような状況を前提とし、将来の推計人口等の各種データの分析に加え、昨今の多様な価値観の広がりやデジタル化の進展といった社会情勢の変化などを踏まえ、今後4年間に中山間地域において取り組むべき施策を定めた計画を新たに策定するものです。

## 2 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

### 3 計画の対象地域

この計画における「中山間地域」とは、条例第2条第1項各号に規定する次の区域とします。

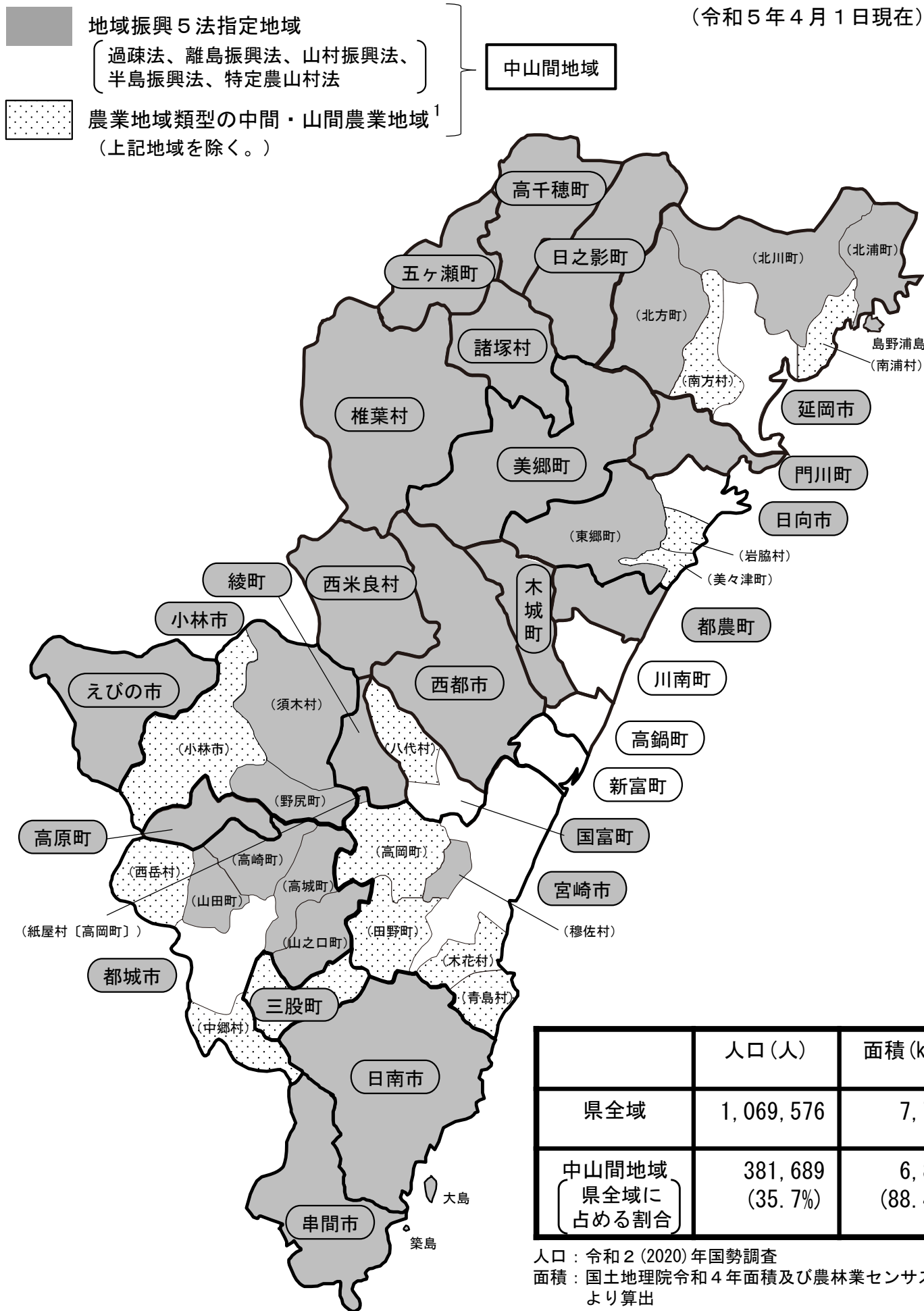
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項（同条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

### 4 計画の進行管理

中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、この計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告することとしています（条例第7条第2項）。

# 宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

(令和5年4月1日現在)



<sup>1</sup> 農業地域類型：農林統計の分析及び農政推進の基礎資料として活用するため、地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として農林水産省が設定するもの。林野率や耕地率、可住地に占めるDID(人口集中地区)等を基準に都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分類される。